

高度実践看護師の裁量権拡大を考える — 健やかな超高齢社会の実現へ向けて —

多くの人々が病院ではなくコミュニティ(在宅)で医療を受けながら暮らす時代となり、医療から健康支援まで幅広く卓越した介入を行う高度実践看護師の裁量権を拡大し有効に機能させることが求められる。我が国の看護教育界はすでに2777名の専門看護師を輩出し、平成27年度から日本看護系大学協議会はナースプラクティショナーの教育課程認定も開始した。日本NP教育大学院協議会においてもナースプラクティショナーの教育が行われている。日本学術会議は2回にわたり裁量権の拡大に言及した提言を発表している。しかし、いまだ裁量権にかかわる法改正は行われていない。現行法の下ですでに医師との信頼関係のもと裁量権を最大限活用している実践者の報告を交えて、今後必要となる法改正を見据えた意見交換を下記の要領で行いたい。

日時:平成30年6月27日(水曜日)15:45-17:30

場所:日本学術会議 講堂

〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34

<http://www.scj.go.jp/ja/other/info.html>

座長 片田範子 (日本看護系学会協議会会長、日本学術会議会員、看護学分科会)
小松浩子 (日本学術会議会員、看護学分科会)

- 15:50-16:10 大学病院—重要なCNSの役割
松原 康美 (がん看護専門看護師 北里大学看護学部准教授)
- 16:15-16:35 訪問看護—ここまで広がる専門看護師の活動
安岡しずか (在宅看護専門看護師
医療法人新松田会在宅ケアセンターあたご所長)
- 16:40-17:00 本邦の高度実践看護職の現在と未来図
井上 智子 (日本学術会議連携会員、看護学分科会)
- 17:00-17:30 ディスカッション